

9 公共交通等助成・割引

(1) 障害者通所施設交通費助成

障害者施設に交通機関や自家用自動車に通所している方に、交通費を助成します。

対象サービス 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターⅢ型

・交通機関利用者	上限	10,000円/月
・自家用自動車利用者	1km以上5km未満	1,000円/月
	5km以上	2,000円/月
・支給月	10月、4月	

【問い合わせ先】社会福祉課 TEL 0476-93-4192
FAX 0476-93-2422

(2) 移送サービス

障害者や高齢者などで公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、有償による移送（送迎）サービスです。

対象者	重度の心身障害者、介護保険の要介護・要支援認定者で、独居の方や特別な事情により家族等が医療機関等へ送迎ができない状態であり、1人でバス等の公共交通機関を利用することが非常に困難な方
利用目的	医療機関、官公庁、福祉施設、金融機関、在宅福祉サービスを提供する施設への送迎
利用範囲	概ね片道20km以内
利用回数	月4回まで
運航日等	月～金曜日の午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く。）
利用料	片道400円（市町村民税課税世帯） 片道200円（市町村民税非課税世帯）

【問い合わせ先】高齢者福祉課 TEL 0476-93-4981
FAX 0476-93-2215

【委託事業者】富里市社会福祉協議会 TEL 0476-92-2451
FAX 0476-92-2495

(3) JR（旅客鉄道株式会社）・各私鉄運賃割引

身体障害者手帳・療育手帳の所持者及びその介護者が割引の対象となります。

種別	乗車の形態	割引の対象となる乗車券	割引率	距離制限
1種	介護者同乗	普通乗車券、急行券、回数券、定期券	5割	制限なし
	本人単独	普通乗車券		100kmを越えて (片道)
2種	本人単独	普通乗車券		100kmを越えて (片道)

- * 介護者同乗の場合は、手帳所持者と同一の乗車券を購入することとなります。
- * 12歳未満の2種障害児は、介護者同乗の場合、定期券についても割引対象者となります。
- * 乗車券購入窓口で手帳を呈示すれば割引を受けられます。

(4) 各私鉄運賃割引

JRと同様に各私鉄においても、身体障害者手帳・療育手帳の所持者及びその介護者が割引の対象となります。

また、鉄道会社によっては精神障害者手帳の所持者及びその介護者も割引対象になる場合があります。

詳細については、各鉄道会社へお問い合わせください。

(5) バスの旅客運賃割引

障害者手帳を所持する方が路線バスを利用した場合の運賃が割引となります。

対象者	種類	割引率	手続き
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 	普通乗車券	5割	運賃支払い時に手帳を呈示してください。
	定期乗車券	3割	

※バス会社によって、取扱いが異なることがありますので、詳細については、各バス会社へお問い合わせください。

(6) 有料道路通行料金の割引

身体障害者が自ら自動車（営業用車を除く。）を運転する場合又は身体障害者手帳保持者若しくは療育手帳保持者のうち、重度の障害のある方が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合に、割引の対象となります。

社会福祉課で登録申請し、手帳を呈示することにより、料金の割引を受けることができます。自動車の登録は、手帳保持者1名につき1台までとなります。

運 転 者	自動車の所有者	必要な書類	割引率	備 考
身体障害者 (旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額第1種・ 第2種)	・本人、配偶者、直 系血族及びその配偶 者、兄弟姉妹及びそ の配偶者(同居・別 居不問) ・同居の親族等	車 検 証 運 転 免 許 証 手 帳	5 割	営業用 の自動 車は対 象にな りませ ん
重度の身体障害者又 は重度の知的障害者 が乗車し、その移動 のために介護者が運 転する場合 (旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第1種 のみ)	・本人、配偶者、直 系血族及びその配偶 者、兄弟姉妹及びそ の配偶者(同居・別 居不問) ・同居の親族等 (これらの者が自動 車を所有していない 場合、当該重度障害 者を継続して、日常 的に介護している 者)			

ETCをご利用の場合、上記の書類の他に次の物が必要になります。

- ・ ETCカード(原則として障害者本人名義の物に限ります。)
- ・ 登録を希望される自動車に取り付けた車載器の「ETC車載器セットアップ
申込書・証明書」

【問い合わせ先】社会福祉課 TEL 0476-93-4192
FAX 0476-93-2422

(7) 航空運賃の割引(国内線のみ)

満12歳以上の身体障害者手帳及び療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者及
びその介護者が対象となります。

* 割引を受ける場合の手続き及び方法

手 続 き 及 び 方 法		割 引 率
身体障害者手帳所持者	各航空会社支店及び指定代理店 にて手帳を呈示すれば、購入で きます。	割引率は、航空会 社によって異なり ます。
療育手帳所持者		
精神保健福祉手帳所持者		

※ 割引を実施していない航空会社もありますので、ご確認ください。

(8) タクシー運賃割引

千葉県タクシー協会では、障害者等がご乗車の場合、身体障害者手帳又は療
育手帳を呈示した方には、メーター表示額から10%の割引(円単位を切捨
て)を行っています。

(9) 福祉タクシー料金助成

重度心身障害者が、市が指定したタクシー会社のタクシーを利用したとき、料金の半額を助成します。(限度額1,000円)

社会福祉課で助成券の交付を受け、運転者に手帳と助成券を呈示することにより助成を受けることができます。

※助成券の有効期限は、4月1日から3月31日までとなります。

※平成29年度から、助成券利用時に手帳番号の記載が必要となりました。令和3年4月1日現在

対 象 者	身体障害者手帳1・2級所持者 (下肢・体幹・視覚障害は3級も該当) 療育手帳㉠・㉡の1・㉢の2・Aの1・Aの2所持者 精神障害者保健福祉手帳 1級の所持者	
必要なもの	手帳・印鑑	
利用回数	一人年間24回まで(人工透析を受けている方は48回まで)	
会 社 名	所 在 地	電 話 番 号
利用できるタクシー会社		
参光タクシー(株)	成田市南平台 1116-5	0476-26-3511
エミタスタクシー北総(株)	富里市十倉 555-57	0120-810-328
国際空港交通(株)	成田市馬場 11-5	0476-24-2665
松崎交通(株)	成田市東和泉 443-18	0476-22-7964
(株)芝山タクシー	山武郡芝山町境 552	0479-70-8818
多古タクシー(有)	成田市取香 558-3	0120-762-173
潤間乗用自動車(有)	印旛郡酒々井町上本佐倉 212	0120-498-151
東関交通(株)	成田市吉岡 1049-26	0476-73-6630
(有)相孝	八街市八街は 45-147	043-441-1022
(株)都市交通タクシー	印西市瀬戸 1733-10	0476-98-1251
(有)大成交通	印西市造谷 545-1	0476-99-1195
京成タクシー佐倉(株)	佐倉市太田 2306-4	0120-37-5519
京成タクシー成田(株)	成田市花崎町 750の1	0120-37-5519
介護タクシー会社		
千葉総合介護サービス	富里市日吉台 4-6-14 2F	0476-90-3751
ハヤシ介護移送サービス	成田市公津の杜 2-41-3	0476-28-5213

ハッピーハート	印旛郡酒々井町酒々井 1752	043-496-8886
成田ケアステーション	成田市公津の杜 6-18-3	0476-28-1118
優愛ケアステーション	印旛郡酒々井町中央台 1-23-8	043-496-8844
ケアサポート・ローズタクシー	四街道市栗山 1074	043-310-4392
さかえ介護タクシー	印旛郡 栄町安食ト杭新田 902-33	080-3555-0294
ケアタクシーハピネス	佐倉市西志津 1-18-8-908 号	080-3547-8551
(株)たいが企画	成田市公津の杜 4-6-7	0476-29-5785
(株)あかうみ	印旛郡酒々井町飯積 2-2-2	043-309-6817
(株)サンベ	成田市公津の杜 2-29-3	0476-27-6487 090-8893-1310
エイトタウン	八街市大木 641-38	090-3238-3393
(株)すばる	山武郡芝山町岩山 2266	0120-707-727
みさと介護タクシー	富里市七栄 880-10	0476-85-8328
ハッピーハート成田店	成田市飯仲 36-21	0476-36-8886
ケア輸送サービス 高橋	香取郡多古町谷三倉 667	0479-75-1411
サムライタクシー	佐倉市上志津原 63-1	080-4735-3671
(株)きよみ介護サービス	富里市日吉台 5-21-13	0476-85-7779
(株)旅友	富里市中沢 1150-6	0476-33-4371
介護タクシー 人力車	佐倉市王子台 1-8-6 1階	043-310-7750
介護タクシー むらた	成田市中台 1-2-112	090-3202-4352
(株)コアラ佐倉	佐倉市中志津 7-1810-10	043-386-2188
くまさん福祉タクシー	千葉市花見川区西小中台 2-19-106	070-7482-0903
介護タクシー和	八街市八街に 45-238	090-4168-8699
水郷エスコート	香取市北 2-14-2 笹本ビル 201	0478-50-2929
介護タクシーたかはし	印旛郡栄町酒直台 1-10-1	080-6702-6171
介護タクシー優	成田市名古屋 1214-8	0476-36-5133

* 順不同

【問い合わせ先】 社会福祉課 TEL 0476-93-4192
FAX 0476-93-2422

(10) 駐車禁止適用除外

用務先の直近の路上に車両を駐車しなければ車両から用務先へ徒歩により移動することが困難と認められる程度の障害のある方については、駐車規制からの除外措置の対象となることがあります。

対象者 身体障害手帳
視覚障害 1～3級及び4級の一部
聴覚障害 2～3級
平衡機能障害 3級
上肢不自由 1級及び2級の一部
下肢障害 1～4級
体幹機能障害 1～3級
内部障害 1～3級
運動機能障害 1～2級（上肢のみに障害がある場合を除く。）
・療育手帳 A以上
・精神保健手帳 1級
・小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症の認定を受けている方）

【問い合わせ先】成田警察署交通課 TEL/FAX 0476-27-0110

※車いすステッカー（青地に白抜き）は、駐車禁止適用除外を示すものではありません。

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
TEL 03-5273-0601

(11) さとバス（酒々井駅線・富里バスターミナル線）及び デマンド交通（根木名・高松・十倉ルート）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は無料となります。障害者で介助を必要とする方の介助者の運賃は下記の分類となります。

※市内の利用

大人300円、小学生100円、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方150円

※市外（JR・京成酒々井駅、八街駅）の利用

大人400円、小学生200円、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方200円

【問い合わせ先】企画課 TEL 0476-93-1118

FAX 0476-93-9954

10 情報通信等サービス

(1) NHK放送受信料の免除

障害のある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準

	全額免除	半額免除
	障害者の方を世帯構成員に有する場合	障害者の方が世帯主の場合
身体障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	視覚・聴覚障害者 重度（1級または2級）の身体障害者
知的障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税 （重度以外も対象）	重度（療育手帳㊦・㊧の1・㊨の2・Aの1・Aの2所持）の知的障害者
精神障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税 （精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯）	重度（精神障害者保健福祉手帳1級所持）の精神障害者

申請に必要なもの 印鑑・身体障害者手帳又は療育手帳

【問い合わせ先】NHK千葉放送局 TEL 043-203-0700
 社会福祉課 TEL 0476-93-4192
 FAX 0476-93-2422

(2) 郵便料金の減免

・第四種郵便物

次の郵便物で開封されたものは無料

- 1 点字のみを掲げたものを内容とするもの（点字郵便物）
- 2 視覚障害者用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で日本郵便(株)の指定を受けた点字図書館、点字出版施設などの施設からの差し出し、又はそれらに宛てて差し出されたもの（特定録音物等郵便物）

・点字ゆうパック

点字のみを掲げたもの。運賃は60サイズまで100円でサイズにより異なります。

・聴覚障害者用ゆうパック

日本郵便(株)の指定を受けた施設と聴覚障害者との間で発受されるビデオテープその他の録画物。運賃は60サイズまで100円でサイズにより異なります。

- ・心身障害者用ゆうメール

日本郵便(株)に届け出た図書館と心身障害者との間で図書の閲覧のために発受されるもの。運賃は150グラムまで92円、重量により異なる。

- ・心身障害者用低料金第三種郵便

心身障害者団体の発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるもの。

- 1 毎月3回以上発行の新聞紙、50グラムまで8円、50グラムを超え1キログラムまで50グラム増すごとに3円増し。
- 2 1以外のものは、50グラムまで15円、50グラムを超え1キログラムまで50グラム増すごとに5円増し。

(3) 青い鳥郵便葉書の無償配布

毎年4月から5月末まで、重度の身体障害者（1級又は2級の方）又は重度の知的障害者（療育手帳に「A」（又は1度、2度）と表記がある方）に通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）又は通常郵便葉書胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）を一人につき20枚（いずれか1種類）を無償で配布しています。

詳しい内容は、日本郵便株式会社ホームページ、又はお近くの郵便局にお問い合わせください。

(4) 携帯電話基本料金等の割引

障害者の方々のコミュニケーション手段として携帯電話のご利用ニーズが増加していることを受け、更に多くの方々に手軽に携帯電話をご利用いただくため、割引サービスがあります。

- 対象者
- ・身体障害者手帳保持者
 - ・療育手帳保持者
 - ・精神障害者保健福祉手帳保持者

サービス内容

- ・基本使用料50%割引（各社共通）など

(5) NTTが行う障害者の方に対するサービス

各サービスの詳細は、フリーダイヤルでお問い合わせください。

○無料電話番号案内（ふれあい案内）

電話帳の使用が困難な方が電話番号案内（104番）を利用する場合、あらかじめNTTに登録しておくことにより、無料で利用できます。

・問い合わせは、フリーダイヤル 0120-104174へ

○耳や言葉の不自由な方からの104へのお問い合わせ（有料）

お客様のファックス（電話）番号と問い合わせ先の住所、名前、業種等を記入してファックスで問い合わせると、NTTからお客様のファックスへお問い合わせの電話番号が案内されます。

・問い合わせは、フリーダイヤル 0120-000104（FAX）へ

受付時間 24時間年中無休

案内料金 104番の案内料金と同様

○NTTふれあいファックス（耳や言葉のご不自由なお客様用）

電話の移転、ご注文、故障時の相談、サービスのお問い合わせをファックスで受け付けるサービスです。

・ファックス受付番号：フリーダイヤル 0120-700133

営業時間 月～金 …… 午前9時～午後7時

※土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）はお休みです。

○みえる電話（NTTドコモ）

通話相手の言葉をリアルタイムで文字に変換し、スマートフォン画面に表示するサービスです。利用には「みえる電話アプリ」をダウンロードする必要があります。詳しくは、NTTドコモのホームページをご覧ください。

月額使用料 無料（アプリをダウンロードする際にはパケット通信料がかかります。）

(6) 緊急通報装置設置事業

一人暮らしの重度身体障害者に対し急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応をとれるように、緊急通報装置を設置します。

【問い合わせ先】 社会福祉課 TEL 0476-93-4192

FAX 0476-93-2422